

第6章 ソビエト・ロシアの貿易取引に関する法規制

企業法学科 桑原 康行

第1節 総説

本報告では、国際取引のうち、一般に貿易取引といわれる物品の売買およびそれに関連してなされる取引（具体的には、運送、保険、代金決済の各取引）に関する法規制を概観する¹。ソビエト（時代）の法規制を中心に説明し、現在のロシアの法規制については若干言及するにとどめる。その理由は、現在のロシア法は分野によってはその規制内容が必ずしも明らかではないこと、および貿易取引に限っていえば現在のロシア法もソビエト法とさほど異なるものではないと思われること²にある。

貿易取引は通常次のような過程を経て行われる（ここでは最も典型的なケースであるC I F条件売買で代金決済を荷為替信用状によるとするケースを前提として説明する）。まず、複数国に所在する当事者が売買契約を締結する。次に、買主は売買契約に基づき自己の取引銀行に対して荷為替信用状の開設を依頼する。続いて、買主の取引銀行は荷為替信用状を売主に通知・交付する。一方、売主は売買契約に基づき船会社と運送契約を締結し、損保会社と保険契約を締結する。次に、売主は船会社から入手した船荷証券、損保会社から入手した保険証券に自己の商業送り状を添えて為替手形を振り出す。商業送り状などの売主が買主に提供すべき書類を総称して船積書類という。さらに、売主から船積書類などの提供を受けた買主の取引銀行は支払いを行う。最終的には、買主が取引銀行に支払をして船会社から商品を受け取ることになる。

ソビエトでは、1961年に民事法の基礎と民事訴訟法の基礎という二つの連邦法が制定され、以後1965年までに連邦に加盟する各共和国はこれを指針として、それぞれの民法と民事訴訟法を採択した。ちなみに、連邦法と共和国法との相互関係は、前者が大綱を示し、後者が詳細な規定を置くというものであり、重要事項については連邦法が適用される。

ソビエトの貿易規制の基本規定ともいえるべき民事法の基礎3条3項によれば「外国貿易

¹ 本報告のソビエト法の部分はもっぱら以下の文献によっている。石川惣太郎他『ソビエト経済法』（1972）；石川惣太郎『ソ連及び東欧圏における仲裁制度について』（1975）；同『仲裁判断からみたソ連の仲裁』（1976）

² 現在のロシア法のうち、国際私法については、例えば Natalia Bogdanova, L'ETAT ACTUEL DE LA LÉGISLATION RUSSE EN MATIÈRE DE DROIT INTERNATIONAL PRIVÉ Rev. crit. dr. internat. privé, 86(1) 1997 p.139. 仲裁については、例えば Tatjana Wölk, Wirtschaftsgerechtbarkeit in der Russischen Föderation 1997 S.77ff.

関係は、外国貿易を規制するソビエトの特別法並びにソビエトおよび加盟国の一般民事法によって決せられる」とされている。これを受けて、例えば、ロシア共和国民法ではその3条3項でほぼ同旨を定めている。すなわち「外国貿易関係は、外国貿易を規制するソビエトの特別法及びソビエトとロシア共和国の一般民事法によって決せられる」のである（以下ではソビエトにおけるロシア共和国の重要性から、主としてロシア民法をとりあげる）。

かかる規定によれば、外国貿易関係は、ソビエトの特別法によって規定されるが、これはソビエトの貿易国家独占原則に基づくものである。又、ソビエト及びロシア共和国の一般民事法は、補充的にのみ、換言すればソビエトの特別法で規制されない関係に限って適用されることになる。かかる特別法の一例として、ソビエト海商法典を挙げることができる。

現在のロシアでは、新民法典（第1部、第2部）が公布・施行されている。この新民法典はドイツ法、オランダ法をモデルにしているといわれる。

第2節 国際私法

各国の私法（民法や商法）の内容が異なっていることから、貿易関係のような、国際間にまたがる、いわゆる渉外的私法関係について、いずれの国の法律を適用するかの問題を取り扱うのが国際私法である。そして国際私法によって渉外的私法関係に適用されるものとして決定された私法（例えば民法・商法）のことを準拠法という。

わが国で国際私法に当たるのは「法例」という名称の法律であるが、貿易取引契約の準拠法について、法例は、当事者自治の原則すなわち契約当事者がその準拠法を決定することができるとの原則を採用している（7条1項）。したがって、契約（書）中で「本契約の準拠法はソビエト法とする」とか「本契約から生ずるすべての問題はソビエト法によって規律される」とされている場合には、ソビエト法が適用されることになる。

民事法の基礎（ロシア共和国民法典）の中にも、国際私法に関する規定が設けられている³。民事法の基礎126条1項（ロシア民法566条1項）によれば「貿易に関する法律行為により生ずる当事者の権利及び義務は、当事者による別段の定めがない限り、行為地法によって定められる」とされている。法律行為とは一定の法律効果の発生を目的とする行為であり、法律効果とは権利・義務の発生やその内容の変更などをいう。

この規定によれば、ソビエトにおいても、貿易取引契約の準拠法について当事者自治の原則が採用されている。したがって、いかなる国の法が適用されるかは、一次的には当事者の合意によって定まることになる。この点に関して一例を挙げると、ソビエトの組織とイギリスの商社との貿易取引契約で、当該契約がノルウエーに何ら関連するものでなくと

³ ソビエトの民事法の基礎における国際私法規定については、欧龍雲「ソ連の民事法における新国際私法規定」北大法学論集16巻1号121頁（1965）も参照。

も、当事者の合意によってノルウェー法を適用することとし、同国法によって権利・義務を定めることが可能となる。

次に、当事者による別段の定めがなければ、行為地法（契約締結地法）によることになる。この行為地について、民事法の基礎126条2項（ロシア共和国民法典566条2項）はつぎのように定めている「法律行為の行為地はソビエトの法律によって定められる」。ところで、契約が成立するためには、申込者による申込とそれに対する被申込者による承諾が必要であるが、契約の成立時期・場所に関しては大きく分けて2つの立法主義がある。一つは発信主義であり、被申込者が承諾を発したときにその地で契約が成立するとするものである。もう一つは到達主義であり、被申込者の承諾が申込者に到達したときにその地で契約が成立するとするものである。ロシア民法は、その162条で契約成立時期・場所につき到達主義をうたっていると解される。そこでたとえば、モスクワ貿易組織によって在外商社に申込がなされ、その承諾が到達すれば、この契約はモスクワで成立したものとみなされる。

民事法の基礎（ロシア共和国民法典）制定以前の事件であるが、貿易取引契約につき行為地法（契約締結地法）が適用されたとした仲裁判断がある（仲裁については第7節参照）。H社（イギリス・ロンドン）と全ソ木材輸出公団（ソビエト・モスクワ）との間に木材品の売買契約が締結された。本件売買契約に関して紛争が生じたため、H社は公団を相手どって外国貿易仲裁委員会に申し立てをした。本件においては契約に適用される法につき当事者による定めはなされていなかった。H社は本件契約に適用されるのは契約が成立した地の法であるイギリス法であると主張した。これに対して、公団側は契約の履行がソビエト領土内で行われたことおよび契約がモスクワの仲裁にかかっていることから、本件契約にはソビエト法が適用されるべきであると主張した。

同委員会はこの点につき次のように判示した。すなわち、1956年に全ソ木材輸出公団とH社間に締結された契約に適用されるべき法律にかかる問題に関し、外国貿易仲裁委員会は、ソビエト法およびソビエトの通商協定において容認されたルールに従い、外国貿易取引は当該取引締結の地の法律によって規制されるものと認める。前期の契約は連合王国において締結されたものであり、したがってイギリス法が本件契約に適用されるものでなければならない、と。

ちなみに、貿易取引契約のうち海上（物品）運送契約の準拠法については、ソビエト海商法典（本法典については第4節参照）15条が規定を設けている。

現在のロシアでは、民事立法原則に関する1991年5月31日法がこの点に関する規定を設けている。本法第166条も貿易取引契約の準拠法について当事者自治の原則を採用している。すなわち、「国際商事契約における当事者の権利および義務は、契約締結または締結後に当事者によって指定された国の法によって規律される。・・・」のである。

第3節 売買

それでは、貿易取引の流れに一応従い、売買、運送、保険、決済の各取引に関するソビエト・ロシアの法規制をみていこう。

売買について、わが国では民法・商法に一連の規定があるが、ソビエトでは民事法の基礎（ロシア民法）に一連の規定を置いている⁴。民事法の基礎39条1項（ロシア民法237条1項）によれば「売買契約により、売主は、財産を買主の所有に移転する義務を負い、買主は、財産を受領し、所定の金額を支払う義務を負う」のである。売買契約において、売主の第一の義務は、売却物の引渡である。第二の義務は、正当品質のものを引き渡すことである。これに対して、買主の義務は、買い入れたものの受領と定められた代金の支払いである。

日本法と異なり、商人間の売買の特則を定めた規定はないが、買い主が国家的組織やその他の組織の場合の特則がある。

小売り契約についても民法に若干の規定があるが、民法以外の規範、例えば連邦や各共和国商業省の制定する規則などでまかなわれる部分が多いといわれる。

ところで、ソビエト法は、納入契約（調達契約）についても規定を置いている。この納入契約は、ソビエトでは国民経済計画と直接結びついているものとして最も重要な契約であるとされている。そこで、ソビエトとの貿易では、売買契約の一般規定（ロシア民法237条～254条）が適用されるのか、それとも納入契約の規定（同258～266条）が適用されるのかが問題となる。この両者は、様々な差異があるが売買契約が一般、納入契約が特殊という関係になるので、ロシア民法3条3項によって、貿易取引には売買契約に関する諸規定が適用されると解されている。

貿易取引に売買契約の規定が適用される結果、貿易取引の売渡品に瑕疵（欠陥）があった場合には、買主の選択に従って物品の交換、減額、瑕疵の除去、契約解除のいずれかの措置をとることもできるようになる（同246条）。

貿易取引（売買）に関してはFOB、CIF等といった定型取引条件（trade terms）が存在しており、わが国でもソビエトでも利用されている。かかる取引条件の解釈については日ソにおいてインコタームズによっているとよいであろう。インコタームズとは、国際商業会議所が作成した「定型取引条件の解釈に関する国際規則」のことである。

インコタームズ（1990年版）⁵では、13種の定型取引条件が取り上げられ、そのそれぞれの取引条件について売主及び買主の義務が列挙されている。かかる取引条件の中で

⁴ 売買法については、藤田勇他著『ソビエト法概論』（1983）242頁以下も参照。

⁵ 1990年版インコタームズについては、ICC Publication No.460 の他、Bredow et al. INCOTERMS 1990, 2 Auf. 1994 等参照。なお、Schütte, "Incoterms 1953" und andere Klauseln im sowjetischen Aussenhandelsrecht 1970 も参照。

最も重要なのはFOB（本船渡）条件とCIF（運賃保険料込み）条件である⁶。

FOB (Free on Board)条件は、売買契約上定められた船積港において売主が船舶に物品を船積みすることにより売主の引渡義務が完了する契約条件である。インコタームズによれば、FOB条件において、売主は以下のような義務を負う。1、売買契約に適合した物品を供給すること（A-1） 2、約定品を約定日（期間内）に買主が指定する本船上で引渡すこと（A-4） これに対して、買主は以下のような義務を負う。1、売買契約の定めに従って代金を支払うこと（B-1） 2、自己の費用で運送契約を締結し、売主に対して船積に関する十分な情報を与えること（B-3, B-7） 3、本船上で約定品の引渡を受けること（B-4）

CIF (Cost, Insurance and Freight)条件は、売主が売買契約上定められた仕向地までの海上運賃および海上保険料を負担する契約条件である。インコタームズによれば、CIF条件において、売主は以下のような義務を負う。1、売買契約に適合する物品を供給すること（A-1） 2、自己の費用で運送契約を締結し、運送書類を買主に提供すること（A-3） 3、自己の費用で保険契約を締結し、保険書類を買主に提供すること（A-3） これに対して、買主は以下のような義務を負う。1、売買契約の定めに従って代金を支払うこと（B-1） 2、約定品の引渡を受けること（B-4） 3、運送書類が契約に合致するときはこれを受領すること（B-8） 運送書類の中で最も代表的なものは海上運送に関する書類である船荷証券である。

FOB条件もCIF条件もいずれも船積地において物品を引き渡す積地売買であることから、船積港において物品が本船の舷側手摺を通過したときに、危険が売主から買主に移転する（FOB A-5, B-5 ; CIF A-5, B-5）。したがって、売主は船荷証券に記載された数量と比較して仕向地における物品数量が不足していても、これについて責任を負わないのである。

このことは外国貿易仲裁委員会が一連の仲裁判断で一貫して確認しているところである。たとえば次のようなケースがある。全ソ亜麻輸出公団（ソビエト・モスクワ）とA商事会社（米国・ニューヨーク）間に1946年から47年にかけて各種物品の売買契約が締結された。本件契約に関して紛争が生じたため、公団側はA商事会社を相手どって外国貿易仲裁委員会に申し立てをした。公団側はCIF条件売買では船荷証券の数量に対する不足の責任は売主である公団側にはないと主張した。これに対して、A商事会社は両社間の関係が通常のCIF条件売買ではなかったと主張した。

同委員会はこの点につき次のように判示した。すなわち、本件売買はCIF条件売買であるので、仕向港において買主に交付するさいの数量が船荷証券の数量より少なくとも売主はその不足につき責任を負わない。したがって、A商事会社には公団に対してその不足額の賠償を求める権利はない、と。

⁶ これらの取引条件については、Sasson & Merren, C.I.F. and F.O.B. Contracts 3rd ed. 1984 参照

さらに、ソビエトでも貿易取引の規制について、国際協定が締結されている。この点に関連して、例えばロシア民法569条は次のように定め、協定の内容によっては民法（規定）の適用が排除されるとしている。すなわち「ソビエトの参加する国際条約または国際協定が、ソビエト民事法に含まれているところと異なる規定を設けた場合は、国際条約または国際協定の規定が適用される。ロシア共和国の参加する国際条約または国際協定において、ロシア共和国の民事法の定めるところと異なる規定が設けられた場合、ロシア共和国の領土においては、前項の規定が適用される」。

かかる国際協定等のうち、最も代表的なものは、1968年のコメコンの一般納入條款であろうが、共産主義国間のものであるので、その内容について、ここでは省略する⁷。

現在のロシアでは、売買に関しては新民法典に一連の規定がある。なお、国際物品売買に関しては1980年の「国際物品売買契約に関する国際連合条約」（1988年発効）があり、現在のロシアはその当事国となっている。

第4節 物品運送

次に、運送についてであるが、運送はそれが行われる場所如何により陸上運送、海上運送、航空運送に分けることができるが、以下では海上運送、航空運送を取り上げる。

第一に、海上運送についてであるが、わが国は1924年の「船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約」（ハーグ・ルール）を批准し、それに伴い国際海上物品運送法を制定している⁸。

これに対し、ソビエトはハーグ・ルールを批准しておらず、国際海上物品運送に連邦海商法典が適用される。本法典は、1968年9月17日に制定されたものであり、同年10月1日から施行された。全文19章309条に及んでいる。この中で特に重要なのが第8章、海上物品運送計画である（第12章 海上保険契約については、6-5で簡単に扱う）。

海商法典は、第8章に先立つ第7章で、海上物品運送の計画及び組織に関する一章を設けている。本章では、物品運送は所定の手続により確認された物品運送国家計画に基づいて行われるものとされる（106条）など、特別な規定を設けている。

海上運送人の責任等については、続く第8章で規定を置いている。運送人は運送のため受け取った物品の滅失、不足及び損傷につき責任を負うが、滅失、不足または損傷が自己の責に帰すべき事由によらずして、とくに次の事由により発生した場合はこの限りではな

⁷ 本條款については例えば、IVÁN SZÁSE, THE CMEA UNIFORM LAW FOR INTERNATIONAL SALES 1985 参照。

⁸ ハーグ・ルールを国内法化した国際海上物品運送法については、戸田修三他編『国際海上物品運送法』（1997）に詳しい。

いとされている。かかる事由は全部で11あり、具体的には(1)不可抗力(2)海上およびその他の可航水域における危険および事故(3)人命、船舶および物品の救助(4)運送人の責に帰すべからざる事由による火災(5)官憲の行為または処分(6)軍事行動および騒乱行為(7)荷送人または荷受人の作為または懈怠(8)物品の隠れたる瑕疵、物品の特質または自然損耗(9)外観上発見できない、物品の風袋および包装または筏による木材接合の瑕疵(10)商標の不完全または不明瞭(11)ストライキまたは作業の全部または一部の停止または制限によるその他の事情、である。また、運送人の責任は物品を運送のため受け取ったときに発生し、その引渡しのおきまで継続する(160条)。

もつとも、国際運送(外航運送)の場合の運送人は、物品の滅失、不足または損傷につき、それが操船または管理における船長、その他の船員及び水先人の作為または懈怠によることを立証した場合は責任を負わない。これに対して、物品の受取、船積み、配置、保管、陸揚げ又は引渡の際の前記の者の作為又は懈怠により生じた物品の滅失、不足及び損傷については責任を負うものとされている(161条)。

この規定によれば、ハーグ・ルール上のいわゆる航海上の過失に相当する場合には、運送人免責、商業上の過失に相当する場合には、運送人有責ということであろう。航海上の過失とは、例えば、船長が航路の選択を誤るなどして船舶の衝突などの海難を引き起こす行為のことをいう。これに対して、商業上の過失とは、運送品の取り扱いに関する行為(過失)のことをいう。

また、運送人には予め、航海開始前に船舶を堪航状態にしておくこと、すなわち技術的に船舶の堪航状態を確保しておくこと、船舶を正しく艤装すること、定数の乗組員を乗り込ませること、すべての必需品を準備すること、並びに物品を積み込む船艙、その他すべての船室につき物品の適当な受取、運送及び保全を保障する状態にしておくことが義務づけられている(129条)。ハーグ・ルールにも運送人の堪航能力担保義務に関する規定があるが、この規定によれば、(1)船舶が船体・機関・属具を完備していること(2)十分な乗組員と十分な燃料・食糧・水などを搭載していること(3)船艙・冷蔵庫その他運送品を積み込む場所を運送品の受入、運送および保存に適する状態にしておくこと、が必要とされている。

そして、ソビエト海商法典でも、運送人の責任限度額に関する規定が設けられている。すなわち、物品の滅失、不足または損傷につき、運送人は次の限度で責任を負う。物品の滅失及び不足については、滅失または不足にかかる物品の実価の範囲内で、物品の損傷については、その価格減少の額内である(163条)。

滅失または損傷にかかる物品の実価については、船舶が指定地に到着、または到着すべかりしときにおける同地の価格により、及びこの価格を決定することが不可能な場合は、運送賃を付加した物品積出地及び時の価格により定められる。

海商法典は船荷証券についても規定を設けている。船荷証券には船舶の名称をはじめとする一定の事項を記載しなければならない(124条)。なお、船荷証券を利用した国際物品運送について、物品の価額が表示されていない場合は、滅失または損傷物品の1個ま

たは通常単位に対する補償額は250ルーブルを超えることはできないことになっている(165条)。

なお、現在のロシアにおいても本海商法典が適用されているようであるが、法改正の動きもみられるようである。

第二に、航空物品運送についてであるが、わが国もソビエトも、1929年の「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」(ワルソー条約)を批准している⁹。わが国もソビエトもワルソー条約を改正する、1955年のハーグ議定書を批准しているので、同議定書によって改正されたワルソー条約(改正ワルソー条約)が適用されることになる¹⁰。

改正ワルソー条約(以下ではワルソー条約と略称)は運送人の責任について過失を推定し、無過失の立証責任を運送人に負わせる一方で、運送人の責任に限度額を設けている。

すなわち、航空運送中の事故による物品の破壊、滅失、毀損による損害及び物品の航空運送における延着から生じる損害について、運送人は責任を負わなければならない(ワルソー条約18条1項、19条)。航空運送中とは、物品が飛行場もしくは航空機上においてまたは、飛行場外に着陸した場合には場所の如何を問わず運送人の管理のもとにある期間をいう(18条2項)。運送人が責任を免れるためには、自己およびその使用人の無過失を証明することが必要である(20条)。運送人の責任限度額は、物品1kgにつき250フラン(約6千円)である(22条2項a号)。

もともと、責任限度額の適用されない例外の場合が3つ存在している。第一に、荷送人が運送人に物品を引き渡す際に、その価額を申告し、必要な割増料金を支払った場合には、この限度額は適用されない(同号但書)。第二に、物品の損害が、運送人またはその使用人の「損害を生じさせる意図をもって、または無謀にかつ損害の生ずるおそれがあることを認識して行った」行為から生じたことが証明された場合には、運送人は責任限度額を援用することはできない(25条)。この規定は英米法の考えをとりいれたものと理解されているが、改正前の規定と類似性のあるものといえよう。改正前ワルソー条約25条では、運送人は故意または故意に相当すると認められる過失がある場合には責任限度額を援用することはできないものとされていた。最高裁判決で、故意に相当すると認められる過失とはわが国では重過失のことであると認めるものがある。第三に、航空運送の書類である航空運送状の不発行、ワルソー条約に関する注意書の航空運送状への不記載の場合には、運送人は責任限度額を援用することはできない(9条)。

現在のロシアも、ワルソー条約の当事国となっているので、国際物品運送には本条約が適用される。

⁹ ワルソー条約については、Giemulla et al., Warschauer Abkommen - Internationales Lufttransportrecht - Kommentar 1986; Goldhirsch, The Warsaw Convention Annotated A Legal Handbook 1988 等参照。

¹⁰ 1961年ソビエト航空法については、野上鉄夫『世界統一空商法の形成への道』(1994)173頁以下参照。

第5節 貨物保険

続いて、保険のなかで最も重要な特に海上保険について説明する¹¹。

わが国では商法の中に海上保険に関する規定はあるが、国際貨物保険（一般に外航貨物保険と呼ばれる）は、イギリスの法と慣習¹²に準拠してなされている。イギリス海上保険法によれば、海損（海上損害）は、全損と分損に分けられる。全損とは被保険利益 — 貨物につき保険事故が発生することにより保険契約の利益を受ける者が損害を被る恐れのある経済的利益のこと — が全部滅失した場合をいい、それ以外の場合が分損である。分損の中には、被害を受けた者のみが損害を負担する単独海損とそれ以外の者も損害を負担する共同海損が含まれる。

ソビエトでは、海上保険については、海商法典にもかなり詳細な規定がある（第12章海上保険契約194条～231条）が特に貨物海上保険については、貨物運送保険規則が詳細な規定（1～23条）を置いている。

海上保険契約により、保険組織（保険者）は契約所定の料金（保険料）を徴収して、船舶または貨物につき契約所定の危険または事故（保険事故）が発生したさい、保険契約者または契約締結の利益を受けるその他の者に対し、生じた損害をてん補しなければならない（海商法典194条）。

保険規則に従って締結された保険契約に基づき、運送中の事故及び危険より惹起された損害がてん補されるが、保険契約は、次の三つの条件のいずれかに基づいて締結することができる。すなわち、（1）すべての危険に対する責任をともなう場合、（2）単独海損に対する責任をともなう場合、（3）単独海損に対する責任をともなわない場合（規則2条）。

（1）の条件で締結された保険契約によれば、次の損害がてん補される。

- イ 本規則6イ～リの場合を除く一切の原因によって生じた貨物の全部または一部の損傷または全損による損害
- ロ 共同海損による損害、費用及び分担金
- ハ 損害が保険条件によりてん補される場合、貨物の救助、損害の縮減及び損害額査定についてのいっさいの必要にして有効に支出された費用

（2）の条件で締結された保険契約によれば、次の損害がてん補される。

- イ 火災、稲妻、暴風雨、竜巻及びその他の天災、船舶、飛行機及びその他の輸送手段の難破または相互間の衝突もしくは静止物か航行物との衝突、船舶の座礁、船橋の崩落、爆発、氷による船舶の損傷、舷外の水による湿潤並びに救助または鎮火のためとられた措置の結果の、貨物の全部または一部の損害もしくは全損による損害
- ロ 消息不明の船舶または飛行機の喪失による損害

¹¹ 詳しくは、坂元毅『ソ連・中共の海上保険』（1961）参照。

¹² イギリスの海上保険については、Arnold, *The Law of Marine Insurance and Average*, 16th ed. 1981 参照

- ハ 貨物の積み込み、積み上げ、荷卸し及び船舶の燃料補給のさいの事故の結果の、貨物の全部または一部の損傷もしくは全損による損害
- ニ 共同海損による損害、費用及び分担金
- ホ 損害が保険条件によりてん補される場合、貨物の救助、損害の縮減及び損害額の査定についてのいっさいの必要にして有効に支出された費用

(3) の条件で締結された保険契約によれば、次の損害がてん補される。

- イ 火災、稲妻、暴風雨及びその他の天災、船舶、飛行機及びその他の輸送手段の難破または相互間の衝突、もしくは静止物か航行物との衝突、船舶の座礁、船橋の崩落、爆発、氷による船舶の損傷、舷外の水による湿潤並びに救助または鎮火のためとられた措置の結果の、貨物の全部または一部の全損による損害
- ロ 消息不明の船舶または飛行機の損失による損害
- ハ 荷物の積み込み、積み上げ、荷卸し及び船舶の燃料補給のさいの事故の結果の、貨物の全部または一部の全損による損害
- ニ 船舶、飛行機及びその他の輸送手段の難破または相互間の衝突もしくは静止物か航行物（氷を含む）との衝突、船舶の座礁、船舶、飛行機またはその他の航行手段内の火災もしくは爆発による損害
- ホ 共同海損による損害、費用及び分担金
- ヘ 損害が保険条件によりてん補される場合、貨物の救助、損害の縮減及び損害額の査定についてのいっさいの必要にして有効に支出された費用

しかし、これら三つの条件のもとでも次の事項によって生じた損害は、てん補されないものとされている（規則6条）。

- イ あらゆる種類の軍事行動または軍事措置及びその結果、地雷、水雷、爆弾その他の武器による、並びに内乱、騒擾、軍もしくは非軍当局の要求にもとづく貨物の没収、徴発、差押または廃棄による損傷または壊滅
- ロ 原子爆発の直接または間接の影響、原子エネルギーの任意の応用及び核分裂材料の使用に関連した放射能または放射性感染
- ハ 保険契約者または利益取得者もしくはその代理人の故意または重大な過失並びに右のうちいずれかの者による貨物の運送、転送及び保管につき定められた規則違反
- ニ 気温の影響、船艙の空気または乾減を含む貨物の特性及び自然の性質
- ホ 貨物の不適当な包装または荷造及び損傷状態での貨物の発送
- ヘ 保険契約者または利益取得者もしくはその代理人は知るも、インゴストラフ（ソビエト外国保険局）は関知しない、爆発もしくは自然発火の危険のある物品を積み込んだことによる火災または爆発
- ト 外装が完全なさいの貨物の不足
- チ うじ虫、げっし歯類虫及び昆虫による損傷
- リ 貨物の到達の遅延及び値下がり、保険条件により共同海損の手続でてん補されるべき場合を除き、保険契約者の前記以外のいっさいの損害もてん補されない。

さらに、(2) 及び (3) の条件で締結された保険契約の場合には、次の事項によって生じた損害もてん補されない。

ヌ 洪水及び地震

ル 外装が完全なさいの風袋の汚染または変質による貨物の価値下落

ヲ 甲板積貨物または無甲板船舶により運送される貨物の船外投棄及び波浪による喪失

ワ 貨物の窃取または不足

なお現在のロシアにおいても本規則が適用されているようである。

第6節 代金決済

貿易取引における代表的決済手段は、荷為替手形と荷為替信用状であろう。このうち、荷為替手形は、船積書類（船荷証券、保険証券、商業送り状など）の添付された為替手形のことをいう。かかる荷為替手形には2つの種類がある。一つは D/P (Documents against Payment) 条件のものであり、もう一つは D/A (Documents against Acceptance) 条件のものである。前者は為替手形の支払と引換に船積書類を引き渡す条件のものであり、後者は為替手形の引受と引換に船積書類を引き渡す条件のものである。為替手形の引受とは為替手形の支払人が手形金額の支払義務を負担することをいう。

かかる荷為替手形の取り立てに関しては、国際商業会議所が1978年に作成した「取立統一規則」（最新版は1995年版）がある。本規則は全部で23カ条からなり、総則と定義、義務と責任、呈示、支払、引受などの見出しのもとに取立取引における手続き、当事者の義務および責任について規定している。ソビエトの銀行も邦銀と同じように本規則を一括採択していた。

次に、荷為替信用状であるが、これは、買主（発行依頼人）の依頼に基づいて、その取引銀行（発行銀行）が一定の条件の下に売主（受益者）が提供する書類の支払いなどを約束した書面のことである¹³。売主および買主が売買契約の中で代金決済を荷為替信用状（以下、信用状と略称）によることを合意した場合に、買主は自己の取引銀行に売主に対する信用状の開設を依頼する。買主の取引銀行が信用状開設に同意すると、買主・取引銀行間に信用状開設契約が締結される。本契約に基づき、取引銀行は売主に対して信用状を開設する。売主は信用状で定められた書類を発行銀行に呈示して支払を受けることになる。

荷為替信用状に関しては、国際商業会議所が1983年に改訂した「荷為替信用状に関する統一規則及び慣例」（以下統一規則と略称 — 最新版は1993年版）がある¹⁴。本

¹³ 荷為替信用状については、Eisemann /Schütze, Das Dokumentenakkreditiv im Internationalen Handelsverkehr, 3 Auf. 1989 参照

¹⁴ 1983年版統一規則については、ICC Publication No.400 の他、Balossini, NORME ED USI UNIFORMI RELATIVI AI CREDITI DOCUMENTARI, 4 ed. 1988 ; 朝岡良平編

規則は全部で55カ条からなり、総則と定義、信用状の形式と通知、義務と責任、書類、雑則および譲渡の見出しのもとに信用状取引における手続き、当事者の義務および責任について規定している。ソビエトの銀行も邦銀と同じように本規則を一括採択していた。

信用状は、発行銀行の確約の有無を基準として、取消不能信用状と取消可能信用状に分けられる（統一規則7条）。取消不能信用状は、関係当事者全員の同意がなければ発行銀行が取消・条件変更のできない信用状のことをいう（統一規則10条）。これに対し、取消可能信用状は、発行銀行が事前の通知なしにいつでも取消・条件変更のできる信用状のことをいう（統一規則9条）。実務では圧倒的に取消不能信用状が利用されている。

信用状には2つの重要な原則がある。その一つは独立抽象性の原則であり、もう一つは厳格一致の原則である。独立抽象性の原則とは、信用状（債務）は信用状発行の原因となった売買契約その他の契約から独立した、別個の債務であるということである（統一規則3条）。かかる原則の認められる根拠は、信用状を売買契約などの原因関係から切断することによって、信用状の迅速かつ円滑な取引をはかることにありとされている。独立抽象性の原則の効果として、発行銀行は、売買契約上の事由（例えば、売主による債務不履行）をもって、売主に対して支払を拒絶することはできない。また、発行銀行は、信用状開設契約上の事由（例えば、買主の破産）をもって、売主に対して支払を拒絶することもできない。

厳格一致の原則とは、売主の提供する書類が信用状に定められた条件と厳格に一致していなければならないとの原則である。わが国の判決で、信用状条件として包装明細書が要求されているのに、包装明細書が独立の書類となっていない「重量・包装および品質明細書」を売主が提供した場合に、条件不一致はないとしたものがあるが、批判がある。信用状取引においてはすべての関係当事者は書類の取引を行うものであって、その書類がかかわる物品の取引を行うものではない（統一規則4条）。したがって、銀行は相応の注意をもってすべての書類が信用状条件と文面上一致しているかどうかを点検・確認すればよい。文面上相互に矛盾している書類は信用状条件と文面上一致していないものとみなされる（統一規則15条）。

ソビエトでは、日本からソビエトへの輸出には支払遅延問題が起こる1988年頃までインカッソ（取引・方式）と呼ばれる決済手段が利用された。売主が買主に対し為替手形を伴わない船積書類を銀行経由で（あるいは直接買主に）取り立てに出すのである。D/Pの一種であるとされるが為替手形の振り出しは伴わない。対ソ輸入では信用状による決済が主体であった。

これに対して、現在のロシアにおける代金決済・関連する国内法などについては今のところ明らかではない。

第7節 紛争解決

国際取引（貿易取引も含めて）に伴う紛争解決手段の代表的なものは、訴訟（裁判）と（国際商事）仲裁である。ソビエトにおいては、仲裁が特に重要である。仲裁とは、当事者の合意により、第三者に紛争の解決を委ね、その判断に当事者が服するという裁判外の紛争解決制度である。仲裁は、裁判と比較して、一審限りで時間も余りかからず、費用も比較的低廉であり、判断内容が原則として非公開であることなどの利点がある。

ソビエトには、貿易仲裁・海事仲裁にかかわる機関として、商工会議所付設の外国貿易仲裁委員会と、海事仲裁委員会とがある。前者は、国家機関ではなく、定款を持つ公的組織であり、かつ外国貿易の分野における常設の仲裁機関である。この委員会は、貿易紛争を審理するが、この紛争に該当するものとしては、外国での商品購入、外国への商品販売取引、委任契約から生ずる請求にかかる紛争およびこれらの商品の運送、保険、保管、発送およびその他の外国貿易業務にかかる紛争がある（外国貿易仲裁委員会令1条、同委員会事件審理規則1条）。この委員会の仲裁判断¹⁵についてみれば、その論理操作に格別特異なものではなく、一部で危惧されているような偏頗で不公正を疑わしめる仲裁判断は、一見したところ見あたらないとされている。ソビエトでは、仲裁を極めて重視しているため、その審理や判断も慎重になされており、同委員会の実務はかなり信頼できるとの評価がなされている。

後者の海事仲裁委員会は、1930年にモスクワの全ソ商業会議所に付設されたもので、海事紛争、より具体的には海難救助、船舶衝突、傭船、曳船、海上保険、漁船、漁網、漁具に対する損傷などに関する紛争について審理する（海事仲裁委員会規則1条）。

日ソ間の動きとしては、1956年4月30日にモスクワの全連邦商業会議所（現在の商工会議所）と東京の国際商事仲裁協会との間に貿易仲裁協定（貿易取引から直接間接生じた紛争の処理についての）が締結された。本協定によれば、日ソ貿易当事者の契約中に「本契約につき、もしくは、その契約に関連して発生することあるべきすべての紛争または見解の相違は、通常裁判所の管轄を排除し、仲裁により裁定されるものとする。……」という仲裁約款を挿入するよう勧告することに同意している。

時間的順序として、これをうけた形で1958年5月9日に発効した日ソ通商条約14条は、仲裁による紛争解決が契約自体に、またはしかるべき形式で作成された別個の約定に規定されている限り、日ソ両国は紛争に関する仲裁判断を執行する義務を負うと規定している。さらに、各貿易支払協定にも、両国政府は紛争解決のため、両国の仲裁機関の利用を、あらゆる可能な方法で奨励するものとするのがうたわれている。

現在のロシアにおいても二つの常設仲裁機関がある。一つは国際商事仲裁裁判所であり、もう一つが海事仲裁裁判所である。いずれもロシア連邦商工会議所に設置されている。

¹⁵ 本委員会の仲裁判断の具体例については、石川・前掲注（1）『仲裁判断からみたソ連の仲裁』5頁以下参照。

第8節 結びに代えて

本報告では主として貿易取引に関するソビエトの法規制について検討した。この検討から明らかなように、貿易取引に関する限り、ソビエトの法規制は資本主義諸国の法規制とかなり類似性がある（もちろん体制の相違による法規制の違いが全くないというわけではないが）といえよう。かかる類似性は、ロシアが市場経済に移行したことから、ますます強まるであろうことが予想される。次年度の報告においては、現在のロシアの貿易取引に関する法規制についてより詳細に検討する予定である。